平成２２年（フ）第２２９号
広島県府中市高木町1255番地４、旧住所広島県府中市高木町1092番地の３
債務者　藤原　隆徳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４４号
広島県福山市水呑町3757番地
債務者　前田　道子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０９号
青森県弘前市大字栄町４丁目10番地22　竹森荘１号、居所愛知県田原市浦町松崎１－１第２田原寮6404
債務者　竹森　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２０号
青森県弘前市大字大開２丁目３番地８
債務者　今　シサヱ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３０号
青森県弘前市大字田町３丁目２番地３
債務者　増井久仁子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１１号
青森県八戸市大字新井田字妻ノ神23番地９コーポマルミツＧ
債務者　髙田未紀子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
青森県八戸市城下１丁目28番12号　たから荘２階６号
債務者　大野　和広
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
広島県福山市川口町３丁目８番11号、旧住所広島県福山市西新涯町２丁目３番30号
債務者　河本　信幸
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３０号
山口県周南市大字久米907番地の７　レオパレスエスペランサ106号、前住所山口県周南市扇町２番４―202号
債務者　福島　嘉高
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３９号
山口県下松市生野屋２丁目９番５号
債務者　塚本みつこ（旧姓曽田）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６１号
山口県周南市泉原町10番１号　福祉ホームおあしす、前住所山口県下松市美里町１丁目11番32号
債務者　松村　直美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６３号
山口県周南市古泉１丁目８番18号
債務者　田邊　和宏
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６５号
山口県光市島田６丁目６番５―203号
債務者　飯田ひとみ（旧姓浜地）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１３２号
愛知県春日井市八光町２丁目３番地　恵ハイツ２－Ｂ号
債務者　矢部　章雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０６号
名古屋市中川区助光３丁目1201番地　助光荘Ｔ―10棟208号
債務者　大平みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８３号
大阪市西淀川区姫島３丁目10番11号
債務者　中里しげか
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９１号
大阪市平野区瓜破１丁目４番15号シェモワⅡ番館111号
債務者　土井ミチ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部